

令和5年度福島県保育所等安全対策推進研修業務企画提案公募要領

本事業は令和5年度福島県当初予算の成立を前提に事業化される事業であるため、令和5年度福島県当初予算成立前には、いかなる効力も発生しないことをあらかじめ御了承ください。

なお、このことにより企画提案者において損害が生じた場合にあっては、県においてはその損害について一切負担しません。

1 目的

保育所や認定こども園、認可外保育施設等における事故の未然防止のため、施設関係者に向けた研修を実施し、安全対策を推進する。

2 業務内容

保育所等安全対策推進研修の実施

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 予算上限額

3,166,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 応募資格

次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (2) 定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体等でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 共同体(当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。)である場合、次の①から⑤までに掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - ① 構成員が上記(1)から(5)までに掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - ② 共同体協定書等により共同体の協定書を締結している者であること。

- ③ 構成員の分担業務が、業務の内容により共同体協定書において明らかな者であること。
- ④ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することのないことが、共同体協定書において明らかな者であること。
- ⑤ 構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかな者であること。

6 スケジュール

公募開始	決裁日
質問受付期限	令和5年3月 3日(金)
参加申込期限	令和5年3月 9日(木)
企画提案書提出期限	令和5年3月14日(火)
プレゼンテーションの実施	令和5年3月20日(月)
審査結果の通知	令和5年3月27日(月)
契約締結	令和5年4月下旬以降

7 手続き等

(1) 参加申込の受付

ア 提出書類

参加申込書(様式1)

定款、規約等の写し

令和5年度(又は令和4年度)の事業計画書及び収支予算書、令和4年度(又は令和3年度)の収支決算書

イ 提出期限

令和5年3月9日(木) 17時必着

ウ 提出先

福島県こども未来局子育て支援課

住所 〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁西庁舎6階)

電話 024-521-7174

エ 提出方法

持参(平日の9時から17時まで)又は郵送(書留郵便)による。

オ その他

(ア) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式2)を提出すること。

(イ) 参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知する。

(2) 質問の受付

ア 提出期限

令和5年3月3日(金) 17時必着

イ 提出方法

質問書(様式3)により、電子メールにて送付すること。

また、メールの件名には「【質問】福島県保育所等安全対策推進研修業務公募」と記載すること。

【電子メール：kosodate@pref.fukushima.lg.jp】

ウ その他

(7) 受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けない。

(イ) 質問に対する回答は、県 HP への掲載をもって回答とする。

(3) 企画提案書の受付

ア 提出書類

(7) 企画提案書(様式 4)

規格は A4 版とし、片面印刷で提出すること。

①法人の概要

②企業の実績

③担当者の技術力

④提案内容

(イ) 法人の概要がわかるパンフレット等

イ 提出期限

令和 5 年 3 月 1 4 日(火) 17 時必着

ウ 提出部数

正本 1 部、副本 4 部

エ 提出先及び提出方法

7 (1) ウ及びエと同じ

8 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、県が設置する審査委員会において審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日及び場所

令和 5 年 3 月 2 0 日(月) オンラインで開催

※時間及び実施方法の詳細は、参加申込者に別途通知する。

イ その他

提案者多数の場合は、書類審査による第一次選考を実施する場合がある。

時間は 1 社 3 0 分(プレゼンテーション 1 5 分、質疑 1 5 分)の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。

なお、出席人数は 1 社 3 名以内とする。

(3) 審査基準

各社によるプレゼンテーションを受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた 1 社を選定する。

ア 企業の実績

- ・類似業務に関する実績をどの程度有しているか。
- ・県内における業務実績をどの程度有しているか。

イ 担当者の技術力

- ・類似業務に関する実績をどの程度有しているか。
- ・県内における業務実績をどの程度有しているか。

ウ 提案内容

- ・業務の目的、趣旨を正しく反映した提案内容になっているか。
- ・研修の開催時期、周知方法、W e b 動画配信期間等において、受講者が参加しやすいよう配慮されているか。
- ・研修目的を十分に達成するための講師選定方法となっているか。
- ・使用するテキスト、資料等が国通知の解説にとどまらず、知識の習得を図るための工夫がなされているか。
- ・個人情報保護の取組等、業務の適切な管理運営が行えるか。

(4) 審査結果

審査結果については、参加申込者全てに通知する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

9 委託契約

県は前条の審査により選定された事業者と委託契約を締結する。

仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とし、最終的には選定事業者と協議して決定する。

10 その他

(1) 費用負担

提案に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書の取扱い

提出された書類は原則返却しない。

採択された企画書の著作権等は県に帰属する。

提案された企画提案に関して、著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(3) 次の場合は失格とする。

ア 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合

イ 応募書類や企画提案の内容に虚偽のあることが判明した場合

ウ プレゼンテーションに参加しない場合